

平成27年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人名: 森林総合研究所)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
PCB廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理	森林総合研究所 東北支所長 駒木貴彰 (岩手県盛岡市下厨川字鍋屋敷 92-25)	平成26年5月26日	日本環境安全事業(株) 北海道事業所 (北海道室蘭市仲町14- 7)	会計規程第39条第1項第1号 PCB廃棄物の処分業務につ いては、日本環境安全事業株 式会社法に基づき同社が処分 受託可能な国内唯一の事業 者であるため、競争を許さ ない。	—	5,307,040	—	0	PCB廃棄物の処分業務につ いては、日本環境安全事業 株式会社に基づき同社が処 分受託可能な国内唯一の 事業者であるため、競争 を許さない。	—	低濃度PCB廃棄物のみ移 行予定

※予定価格については、同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:森林総合研究所)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
土地使用料(長期)	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	平成26年4月1日	東信森林管理署 (長野県佐久市大字臼田1822)	会計規程第39条第1項第1号 その場所でないと業務目的が達し得ない等の理由から供給者が特定されるため。	—	2,429,000	—	0	その場所でないと業務目的が達し得ない等の理由から供給者が特定されるため。	5	—
土地使用料(長期)	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	平成26年4月1日	盛岡森林管理署 (岩手県盛岡市北山2-2-40)	会計規程第39条第1項第1号 その場所でないと業務目的が達し得ない等の理由から供給者が特定されるため。	—	7,525,200	—	0	その場所でないと業務目的が達し得ない等の理由から供給者が特定されるため。	5	—
事業用車再リース	森林総合研究所 四国支所長 外崎真理雄 (高知県高知市朝倉西町2-915)	平成26年4月16日	日通商事(株)高松支店 (香川県高松市錦町2-6-3)	会計規程第39条第1項第1号 再リースのため受注者が特定されるため。	—	1,041,984	—	0	再リースのため、受注者が特定されるため。	19	—
試験研究委託 小笠原諸島の自然再生における絶滅危惧種の域内域外統合的保全手法の開発	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	平成26年5月30日	公立大学法人首都大学東京 (東京都八王子市南大沢1-1)	会計規程第39条第1項第1号 本事業は環境省からの委託事業であり、再委託先及び研究課題も承認されているため。	—	13,600,000	—	0	本事業は環境省からの委託事業であり、再委託先及び研究課題も承認されているため。	19	—
試験研究委託 小笠原諸島の自然再生における絶滅危惧種の域内域外統合的保全手法の開発	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	平成26年5月30日	神奈川県立生命の星・地球博物館 (神奈川県小田原市入生田499)	会計規程第39条第1項第1号 本事業は環境省からの委託事業であり、再委託先及び研究課題も承認されているため。	—	6,120,000	—	0	本事業は環境省からの委託事業であり、再委託先及び研究課題も承認されているため。	19	—
試験研究委託 小笠原諸島の自然再生における絶滅危惧種の域内域外統合的保全手法の開発	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	平成26年5月30日	国立大学法人東北大学 (宮城県仙台市青葉区片平二丁目1-1)	会計規程第39条第1項第1号 本事業は環境省からの委託事業であり、再委託先及び研究課題も承認されているため。	—	6,264,000	—	0	本事業は環境省からの委託事業であり、再委託先及び研究課題も承認されているため。	19	—
試験研究委託 小笠原諸島の自然再生における絶滅危惧種の域内域外統合的保全手法の開発	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	平成26年5月30日	特定非営利活動法人小笠原自然文化研究所 (東京都小笠原村父島宇宮之浜道)	会計規程第39条第1項第1号 本事業は環境省からの委託事業であり、再委託先及び研究課題も承認されているため。	—	7,143,000	—	0	本事業は環境省からの委託事業であり、再委託先及び研究課題も承認されているため。	19	—
試験研究委託 環境保全オフセット導入のための生態系評価手法の開発	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	平成26年5月30日	学校法人政法大学 (東京都千代田区富士見2-17-1)	会計規程第39条第1項第1号 本事業は環境省からの委託事業であり、再委託先及び研究課題も承認されているため。	—	8,528,000	—	0	本事業は環境省からの委託事業であり、再委託先及び研究課題も承認されているため。	19	—
試験研究委託 環境保全オフセット導入のための生態系評価手法の開発	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	平成26年5月30日	独立行政法人国立環境研究所 (茨城県つくば市小野川16-2)	会計規程第39条第1項第1号 本事業は環境省からの委託事業であり、再委託先及び研究課題も承認されているため。	—	2,684,000	—	0	本事業は環境省からの委託事業であり、再委託先及び研究課題も承認されているため。	19	—
試験研究委託 環境保全オフセット導入のための生態系評価手法の開発	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	平成26年5月30日	独立行政法人国立環境研究所 (茨城県つくば市小野川16-2)	会計規程第39条第1項第1号 本事業は環境省からの委託事業であり、再委託先及び研究課題も承認されているため。	—	4,264,000	—	0	本事業は環境省からの委託事業であり、再委託先及び研究課題も承認されているため。	19	—
自動車再リース	森林総合研究所 九州支所長 森貞和仁 (熊本県熊本市中央区黒髪4-11-16)	平成26年6月25日	オリックス自動車(株) (東京都港区芝3-22-8)	会計規程第39条第1項第1号 再リースのため受注者が特定されるため。	—	2,566,080	—	0	再リースのため、受注者が特定されるため。	19	—
電気料	森林総合研究所 北海道支所長 川路則友 (北海道札幌市豊平区羊ヶ丘7)	-	北海道電力(株)札幌支店 (北海道札幌市中央区大通東1-2)	会計規程第39条第1項第3号 競争に付することが、不利と認められるとき。(長期継続契約)	—	11,556,188	—	0	競争に付することが、不利と認められるとき。	8	—
電気料	森林総合研究所 東北支所長 山本幸一 (岩手県盛岡市下厨川字鍋屋敷92-25)	-	東北電力(株)盛岡営業所 (岩手県盛岡市紺屋町1-25)	会計規程第39条第1項第3号 競争に付することが、不利と認められるとき。(長期継続契約)	—	6,156,962	—	0	競争に付することが、不利と認められるとき。	8	—

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ガス料	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	-	筑波学園ガス(株) (茨城県つくば市研究学園 2-1-2)	会計規程第39条第1項第1号 (長期継続契約)	-	121,460,442	-	0	供給可能な業者が一に特定されるため。	8	-
水道料	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	-	つくば市上下水道部 (茨城県つくば市研究学園 1-1-1)	会計規程第39条第1項第1号 (長期継続契約)	-	49,255,802	-	0	供給可能な業者が一に特定されるため。	8	-
水道料	森林総合研究所 北海道支所長 川路則友 (北海道札幌市豊平区羊ヶ丘7)	-	札幌市水道局 (北海道札幌市中央区大通 東11-23)	会計規程第39条第1項第1号 (長期継続契約)	-	3,840,754	-	0	供給可能な業者が一に特定されるため。	8	-
電話料	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	-	N T T 東日本 (東京都新宿区西新宿3- 19-2)	会計規程第39条第1項第1号 (長期継続契約)	-	4,754,928	-	0	供給可能な業者が一に特定されるため。	8	-
電話料	森林総合研究所 林木育種センター 所長 井上達也 (茨城県日立市十王町伊師 3809-1)	-	N T T コミュニケーショ ンズ(株) (東京都千代田区内幸町1- 1-6)	会計規程第39条第1項第1号 (長期継続契約)	-	1,031,040	-	0	供給可能な業者が一に特定されるため。	8	-
郵便料	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	-	日本郵便(株)筑波学園郵便 局 (茨城県つくば市吾妻1- 13-2)	会計規程第39条第1項第1号 (長期継続契約)	-	3,562,760	-	0	供給可能な業者が一に特定されるため。	9	-

※予定価格については、同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。

※「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～19)の番号を記載する。

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
<p>≪競争性のない随意契約によらざるを得ない場合≫</p>	
<p>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</p>	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
ロ 当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6
<p>ニ その他</p>	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
- ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」